

阿蘇市告示第 155 号

阿蘇市ワーケーション受入れ環境整備支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 2 年 12 月 15 日

阿蘇市長 佐藤 義興

阿蘇市ワーケーション受入れ環境整備支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた旅行形態の変化とテレワークの急速な浸透による新たな旅のスタイルへの全国的な関心の高まりを受け、ワーケーション等の振興を通じ、新たな旅行需要の創出により、宿泊需要の喚起及び宿の利用促進による市内経済の活性化を目的とした緊急措置として、市内宿泊施設を対象にワーケーション等の仕組みの環境整備に係る費用の一部を予算の範囲内で交付する補助金に対し、阿蘇市補助金等交付規則（平成 17 年阿蘇市規則第 47 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、新型コロナウイルス感染症とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、本市において、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可を受けて同法第 2 条第 2 項又は同条第 3 項の営業を行う者又は住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 1 項の届出をして同法第 2 条第 3 項の営業を行う者とする。ただし、次の各号に該当する場合は対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に掲げる「性風俗関連特殊営業」を営む者
- (2) 阿蘇市暴力団排除条例（平成 23 年阿蘇市条例第 14 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に該当する者

(補助金の額等)

第 4 条 補助対象経費及び補助率等については、別表のとおりとし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、次に掲げる資料を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 阿蘇市ワーケーション受入れ環境整備支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 旅館業法による許可証又は住宅宿泊事業法による届出済証の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第 6 条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査したうえで補助金交付の可否を決定し、阿蘇市ワーケーション受入れ環境整備支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第 2 号）により補助対象者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第 7 条 補助金の交付決定を受けた補助対象者は、第 5 条の規定により提出した書類の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、阿蘇市ワーケーション受入れ環境整備支援事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第 3 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を及ぼさない軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、阿蘇市ワーケーション受入れ環境整備支援事業補助金変更（中止）承認（不承認）通知書（様式第 4 号）により、補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第 8 条 交付決定を受けた補助対象者は、事業が完了したときは、その日から起算して 30 日を経過する日又は交付決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、次に掲げる資料を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 阿蘇市ワーケーション受入れ環境整備支援事業補助金実績報告書（様式第 5 号）
- (2) 補助対象事業の収支計算書及び領収書の写し
- (3) 補助対象事業の実施内容が分かる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 9 条 市長は、前条による実績報告の提出があったときは、その内容を現地確認のうえ審査し、適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、阿蘇市ワーケーション受入れ環境整備支援事業補助金交付確定通知書（様式第 6 号）を補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付等）

第 10 条 前条の交付確定通知を受けた補助対象者は、阿蘇市ワーケーション受入れ環境整備支援事業補助金請求書（様式第 7 号）に必要書類を添えて市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の請求書の提出があったときは、補助金の交付の決定額の範囲内において補助金を交付することができる。

（交付決定の取消し等）

第 11 条 補助金の交付を受けた補助対象者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（財産の管理等）

第 12 条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（取得財産等の処分制限）

第 13 条 取得財産等の処分制限の期間は、原価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年法律第 179 号）で定める期間とする。

（補則）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第4条関係）

補助金の名称	補助対象経費	補助率	補助上限額
阿蘇市ワーケーション受入れ環境整備支援事業	①ワーケーション環境に必要な宿泊施設の増改築（部屋の間仕切りや一部造作など） ②ワーケーション環境に必要な備品の調達（Wi-Fi 増設、ワーキング机・椅子など） ③その他、ワーケーション環境及び「新たな生活様式」に即した環境に必要な取組	4分の3以内	一宿泊施設に対して収容定員に応じ、以下のとおりとする。 ・25人未満 10万円 ・30人未満 15万円 ・150人未満 30万円 ・250人未満 45万円 ・400人未満 60万円 ・600人未満 80万円 ・600人以上 100万円